

会費規程

(目的)

第1条 この規程は会費について必要事項を定めるものとする。

(会費)

第2条 定款第7条の会費は、公益社団法人高知県診療放射線技師会会費（6,000円）とする。

また総会が必要と認めた負担金も会費に準じて徴収する。

2 個人賛助会員の会費は6,000円とする。

3 団体賛助会員の会費は1口10,000円とする。

4 名誉会員は終身会員として会費納入の義務を免除する。

5 再入会費は6,000円とする。

(会費の使途)

第3条 会費は公益事業会計に50%以上、残りを法人会計に計上する。

(納入期限)

第4条 会費が当該年度9月30日までに納入されない者は会員の権利を喪失する。

2 前項の「会員の権利」とは定款第4条に定める事業に参加できる権利をいう。

3 第1項によって会員の権利を喪失した者であっても、当該年度末迄にその未納会費を納めることによって、その資格を回復することができる。

4 2年間にわたって会費を滞納した者は、会員資格を喪失し、退会したものとする。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は理事会にはかり、総会の承認を得るものとする。

附 則

1 この規程は、昭和60年1月19日より施行する。

2 この規程は、改定により平成4年7月4日より施行する。

3 この規程は、改定により平成8年4月1日より施行する。

4 この規程は、改定により平成18年11月25日より施行する。

5 この規程は、改定により平成20年5月24日より施行する。

6 この規程は、改定により平成24年5月20日より施行する。

7 この規程は、改定により平成25年5月19日より施行する。

8 この規程は、改定により平成27年5月17日より施行する。